

地 価 調 査 価 格 の 見 方 に つ い て

1 基準地番号

住 宅 地	一連番号	商 業 地	5を冠記した一連番号
工 業 地	9を冠記した一連番号	林 地	三重（林）を冠記した一連番号

2 「基準地の所在及び地番並びに住居表示」欄において、基準地に住居表示がある場合には右の欄に表示した。また、土地区画整理事業による仮換地又は土地改良事業の一時利用地となっている場合には、原則として、その場所の当該事業による整理前の所在、地番を表示し、() 内にその場所の当該事業による工区名、街区番号、符号（仮換地番号）等を表示した。

3 「基準地の地積」欄には、原則として、土地登記簿に登録されている地積（土地の一部が借地である基準地については、当該借地の面積。土地区画整理事業の仮換地又は土地改良事業の一時利用地である基準地については、当該仮換地等の指定地積。）を表示し、1平方メートル未満の端数は切り捨ててある。また、基準地の一部が私道となっている場合には、その「地積」欄には私道部分を含めて全筆の地積を表示した。

4 「基準地の形状」欄には、基準地の間口と奥行のおおむねの比率を左側に間口、右側に奥行の順で表示した。なお、形状は、台形、不整形等と特に表示しない限り四角形である。

5 「基準地の利用の現況」欄には、当該基準地にある建物の構造を次の略号で表示し、数字はその階層（地下階層がある場合、地上階層にはFを地下階層にはBを付してある。）を表示している。

鉄骨鉄筋コンクリート造	SRC	鉄筋コンクリート造	RC	鉄 骨 造	S
軽量鉄骨造	LS	ブロック造	B	木 造	W

6 「基準地の前面道路の状況」欄には、前面道路の状況を「方位」、「幅員」、「舗装の状況」、「道路の種類」及び「その他の接面道路の状況」の順に表示してある。なお、道路の種類は次の区分により表示し、前面道路の舗装の状況は、未舗装と特に表示しない限り舗装済みである。

- ① 道路法の道路は国道、都道府県道、市町村道等
- ② 土地区画整理事業施行地区内の道路（①、③を除く。）は、区画街路
- ③ 私人が管理する道で、いわゆる私道と称されているものは、私道
- ④ その他の道は、道路

7 「基準地についての水道、ガス供給施設及び下水道の整備の状況」欄については、次により表示した。

- ① 水道法による水道事業又は専用水道により給水されている場合及び通常の工事費負担によって、これらの水道から給水可能な場合は「水道」と表示した。
- ② ガス事業法により、ガスが供給されている場合及び通常の工事費負担によってガス供給が可能な場合は、「ガス」と表示した。
- ③ 基準地が下水道法に基づく処理区域内にある場合、及び公共下水道に接続し、又は終末処理場を有している場合は、「下水」と表示した。

